

# 県協会ニュース

(一社)宮城県安全運転管理者協会・宮城県安全運転管理者事業主連合会

平成28年9月

No. 1

Tel022-361-0312

fax022-362-3801

メルアド

[info@kenankan.or.jp](mailto:info@kenankan.or.jp)

～改正道路交通法で運転免許制度が変更されます～

## ○ 車両総重量 7.5 トン未満の「準中型自動車」免許制度の新設

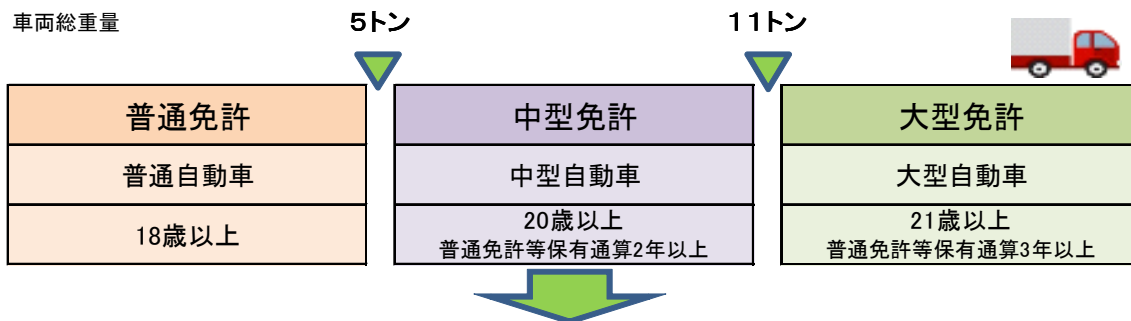
平成 29 年 (2017 年) 3 月 12 日に施行

準中型自動車免許制度は、中型貨物自動車などに限定した新区分として新設されます。

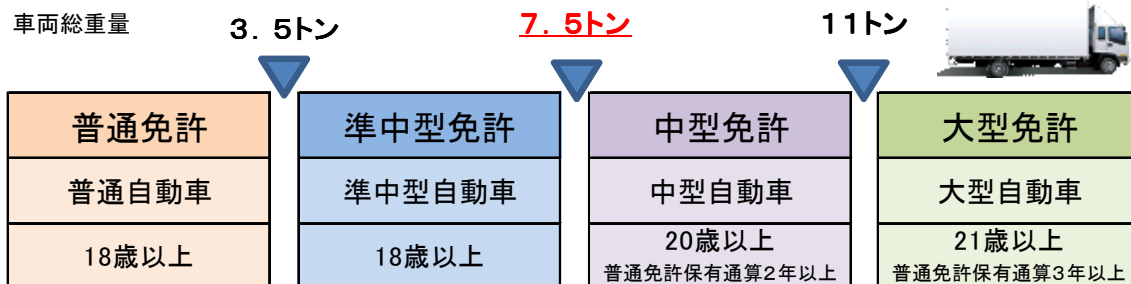
現行の中型自動車（車両総重量 5 トン以上 11 トン未満）は、20 歳以上・普通免許保有 2 年以上が免許受験の条件であり、高卒の新入社員には、中型トラックを運転させることはできません。

しかし、新制度の準中型免許は、18 歳以上であれば普通免許の経験がなくても取得できますので、運送事業者の高校新卒者雇用が促進され、ドライバー確保にもつながると見られています。一方で、事業用貨物自動車でもっとも人身事故の発生率が高いのは 7 トンから 8 トン車のため、今後一層の安全対策が求められています。

### 現行の免許制度



### 平成29年3月12日以降は新免許制度に移行



18歳以上であれば最初から準中型免許取得が可能

※この改正には平成19年6月1日以前に普通自動車免許を取得した**8トン限定中型免許**の運転者は影響を受けません。施行後もこれまで同様、普通自動車免許で8トン未満の車輛まで運転できます。

同様に現行の普通自動車免許を取得している運転者**(5トン限定中型免許)**も5トン未満の車輛まで運転できます。

なお5トン限定免許の運転者が車輛総重量7.5トン未満の**準中型免許に移行**する場合は、改正法施行後に限定解除の審査を受ける必要があります。

## 【あなたの運転免許で運転できる車輛は？】

**準中型自動車免許が新設** ～平成29年3月12日に施行～

普通自動車免許と中型自動車免許の間に「準中型免許」が新設。施行では普通自動車免許で車両総重量8トン未満の自動車を運転できますが、改正後は、車両総重量3.5トン以上、7.5トン未満の自動車を運転するには、「準中型自動車免許」が必要

**あなたの免許で運転できる車両は？**

改正後は、自動車は「大型自動車」「中型自動車」「準中型自動車」「普通自動車」「大型特殊自動車」「大型自動二輪車」「普通自動二輪車」「小型特殊自動車」の8種類

取得時期	免許の区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員
平成19年 6月1日まで	普通自動車免許	8トン未満	5トン未満	10人以下
	大型自動車免許	8トン以上	5トン以上	11人以上
平成19年6月 ～ 平成29年3月	普通自動車免許	8トン未満	3トン未満	10人以下
	中型自動車免許	5～11トン未満	3～6.5トン	11～29人以下
平成29年 3月12日以降	大型自動車免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上
	普通自動車免許	3.5トン未満	2トン未満	10人以下
	準中型自動車免許	3.5～7.5トン未満	2～4.5トン未満	10人以下
	中型自動車免許	7.5～11トン未満	4.5～6.5トン未満	11～29人以下
	大型自動車免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上

※取得している免許より小さい区分の自動車は運転可能です。

☆「準中型自動車免許」取得時は準中型自動車運転に係る講習および応急処置講習が義務

☆「準中型自動車免許」を受けていた期間が満了して1年に達しない場合は、初回運転者講習講習

☆「準中型自動車免許」を取得した日から1年間（初回運転期間）に違反し一定の基準該当は再試験

★運転免許の種類は  
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪免許、普通自動二輪免許、小型特殊免許、原動機付自転車免許、牽引免許の10種

～ 飲酒運転 しない させない 許さない ～

～ 「交通安全は職場から」 ～

～ 「安管旗」を掲出しましょう ～

